

社会福祉法人桐紫会

園規則（運営規程）

（施設の目的及び運営の方針）

第1条 社会福祉法人桐紫会が設置する青森第三なかよし保育園（以下「本園」という。）は、保育が必要な子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

2 本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）並びに青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年青森市条例第74号）及び青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年青森市条例第28号）その他の関係法令を遵守して運営する。

（名称及び所在地）

第2条 本園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 青森第三なかよし保育園
- (2) 所在地 青森市小柳三丁目15番1号

（提供する保育の内容）

第3条 本園は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づいて、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、適切な環境を通して、保育を行う。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本園に次のとおり職員を置く。ただし、職員の員数については、本園を利用する園児の数に応じて、変更することがある。

- (1) 施設長 1名
- (2) 主任保育士 1名
- (3) 保育士 12名
- (4) 調理員 2名
- (5) 嘱託医 1名
- (6) 嘱託歯科医 1名
- (7) 事務員 2名（出納職員もかねる）

2 施設長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 主任保育士は、施設長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。

4 保育士は、園児の保育をつかさどる。

- 5 調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
- 6 嘱託医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。
- 7 嘱託歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。
- 8 事務員は、本園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行う。

(開園時間)

第5条 本園の開園時間は、7時から19時までとする。

(保育を行う日及び行わない日)

第6条 本園において、保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。

2 本園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 12月31日から翌年の1月3日までの日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(保育等を行う時間)

第7条 本園において、保育を行う時間は、保育標準時間認定を受けた子どもについては7時から18時までの11時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とし、保育短時間認定を受けた子どもについては8時から16時までの8時間の範囲内で保護者が保育を必要とする時間とする。

2 前項に定めるもののほか、同項に定める時間以外の時間において、保護者の希望により保育が必要な場合は、保育標準時間認定を受けた子どもについては18時から19時まで、保育短時間認定を受けた子どもについては16時から19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を行うものとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 本園を利用する2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者は、当該保護者が居住する市町村が定める額の保育料を、当該市町村に支払うものとする。

2 本園においては、青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、次の表のとおり実費を徴収する。ただし、同項規定により免除される費用については、この限りではない。

区分		金額	支払いを受ける時期
給食食材費（2号認定子ども）	主食	月額 1,000円	毎月 10日
	副食	月額 5,000円	

- 3 本園においては、前項のほか、次の表に掲げる費用について、同表に定める額の支払を保護者から受け取るものとする。ただし、子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定による法定代理受領を受けた場合においては、同表に定める額から当該受領を控除した額の支払いを保護者から受け取るものとする。

区分	金額	食事代
一時預かり（一般型）	4時間未満 1,000円	0円
	4時間以上 2,000円	0円
延長保育	16時～18時 100円	—————
	18時～19時 100円	

（子どもの区分ごとの利用定員）

第9条 本園の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 2号認定子ども 26人
- (2) 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 16人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 8人

（利用の開始）

第10条 本園の利用については、青森市が行う利用の調整の結果に応じるものとする。

（転園又は退園）

第11条 転園又は退園しようとする園児の保護者は、理由を記して園長に願い出るものとする。

（利用の終了）

第12条 本園は、次に掲げる場合に、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保護者が、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当しなくなったとき
- (3) その他利用継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急等における対応方法）

第13条 本園は、保育の提供中に、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡するとともに、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、青森市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第14条 本園は、非常災害に対する具体的な計画を策定するとともに、一月に一回以上の避難訓練及び消火訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 本園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行う。

(方針)

第16条 園児の保育にあたっては、児童福祉法の理念に基づき心身ともに健やかに育成されるよう努めるとともに、園児の国籍、身上、社会的身分等によって、差別的取り扱いをしてはならない。

(給食)

第17条 給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、園児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

- 2 給食は、前項の規定によるほか、食品の種類および調理方法については、栄養ならびに園児の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

(健康管理)

第18条 園児には、入園時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断を実施し、記録しておかなければならない。

- 2 職員の健康診断は年1回、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとし、保育士全員も、毎月検便を実施するものとする。
- 3 園児の疾病・傷病等で急を要するときは、緊急に医療機関に搬送し、手当を受けさせるとともに、その旨を保護者および市町村長に速やかに報告しなければならない。

(子どもの生活)

第19条 保育園の構造設備は、採光、換気等園児の保健衛生を考慮したものとするとともに、危険防止に十分な処置を講じなければならない。

- 2 園児の使用する居室、便所、衣類、寝具、食器等については、常に清潔に保たなければならない。
 - (1) 居室、便所は毎日清掃し、定期的に消毒すること。
 - (2) 食器等は、使用後よく洗い、十分に消毒すること。

(保護者との連絡)

第20条 施設長は、園児の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとする。

(地域との交流)

第21条 施設長は、常に地域との交流に努め、保育園に対する理解と協力を得ることにより、園児が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

(その他の事項)

第22条 この規程に定めるもののほか、保育園の管理に必要な事項は、施設長がその都度定める。

(改正)

第23条 この規程を改正するときは、社会福祉法人桐紫会理事会の議決を経るものとする。

付 則

- 一、この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 一、この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
- 一、この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。
- 一、この規程は、令和元年10月 1日から施行する。
- 一、この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。
- 一、この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 一、この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。